

聖霊降臨後第20主日（特定22） マルコ10章2―9節

〔直訳〕

2 そして 近づいて

ファリサイ派の人々が 尋ねた 彼に

「合法的かどうか 夫が 妻を 去らせることは」

試みながら 彼を。

3 だが彼は 答えて 言った 彼らに、

「何を あなたがたに 命じたか モーセは」。

4 だが彼らは 言った、

「許した。 モーセは 離婚状を 書いて 去らせることを」。

5 **だが** イエスは 言った 彼らに、

「あなたがたの心の頑なさに向けて

彼は書いた あなたがたに この指示を。

6 だが **創造の初めから**、

『男と女に 彼は造った 彼らを。』

7 こういうわけで

後に残すだろう 人は 彼の父と母を

「そして 彼は結びつけられるだろう 彼の妻に向けて」、

8 そして あるだろう 二人は 一つの肉で。』

だから もはや彼らはない 二人で、

そうではなく 一つの肉で。

9 それで神がつないだところのものを、人は 引き離すな」。

〔新共同訳〕

2 ファリサイ派の人々が近寄って、「夫が妻を離縁することは、律法に適っているでしょうか」と尋ねた。イエスを試そうとしたのである。3 イエスは、「モーセはあなたたちに何と命じたか」と問い返された。4 彼らは、「モーセは、離婚状を書いて離縁することを許しました」と言った。

5 イエスは言われた。「あなたたちの心が頑固なので、このような掟をモーセは書いたのだ。6 しかし、天地創造の初めから、神は人を男と女とお造りになった。7 それゆえ、人は父母を離れてその妻と結ばれ、8 二人は一体となる。だから二人はもはや別々ではなく、一体である。9 従って、神が結び合わせてくださったものを、人は離してはならない。」

①構成

② a 2―4節

⑦ 2節で「合法的である」と訳した動詞（エクセステイン）は、共観福音書では20回使われるが、そのほとんどすべてがファリサイ派の発言に使われている。彼らの関心は、行動が律法に

照らして「合法的である」かどうか、に向かっているからである。

⑤ 5―9節

⑦ 5節の冒頭に「だが」とある。これは、イエスとファリサイ派とでは、律法の読み方が異なることを示している。

④ 5節の「あなたがたの心の頑なさに向けて」の「向けて」は、原因理由を表し「心の頑なさの故に」の意味であれば、離縁状による離婚はモーセの譲歩になる。しかし、「あなたがたの心の頑なさに対して」の意味であれば、頑なさを告発するという意味も可能である。

⑨ イエスは離婚の問題を人間の「心の頑なさ」からでなく、「創造の初め」に戻して考える。6節は創世記1章27節からの引用であり、7―8節は創世記2章24節からの引用である。イエスはこの二つの箇所を結び合わせることによって、7節冒頭の「こういうわけで」の意味を創世記2章24節とは違った意味に変えている。

⑤ 創世記2章での「こういうわけで」は、向き合うことのできる助け手エバを与えられたアダムの喜びを指すが、ここでは「神が男と女を造った」ことを表すことになる。この変化によって、イエスの考えは「神が男と女に造った ↓ こういうわけで、父と母を残し二人は一体となる ↓ だから、神がつないだものを引き離すな」と展開していることになる。

② ファリサイ派の律法観（2―4節）

① イエスを試みる

申命記24章には「離縁状による離婚」を認めた規定があり、イエスの時代のラビたちも、正当な理由があれば、離婚は可能だと教えていた。だから、「神がつないだものを人が引き離してはならない」と述べるイエスの教えは、普通のユダヤ人には奇妙に思えたのである。ファリサイ派の人々が離婚問答をイエスに仕掛けたのは、「イエスを試みる」ためである。離婚を認めないイエスの教えはモーセの律法に矛盾すると彼らは考える。彼らはイエスを掟の場に引きずり出して、イエスの主張が掟違反であることを暴き、群衆の前でその矛盾を暴露しようとしたのだろう。

② モーセは何をあなたがたに命じたか

⑦ イエスはファリサイ派の問いには答えず、「モーセは何を命じたか」と問い返す。ファリサイ派が「律法に適っている」かどうか、を問題にするのに対して、イエスは何を「命じた」かと尋ねることによって、律法が真に目指しているものを問題にする。

④ この反対質問を聞いたとき、ファリサイ派の人々は「しめた」と思ったに違いない。申命記24章1節には、「人が妻をめとり、その夫となつてから、妻に何か恥ずべきことを見いだし、気に入らなくなつたときは、離縁状を書いて彼女の手に渡し、家を去らせる」とあるからである。ファリサイ派の人々はイエスの質問に対して、「モーセは命じた」とは言わずに、「許した」と答えている。そうしたのには、彼らの答えの根拠となつた申命記24章1節が条件文で言い表されているためである。律法を大切にしている彼らは、それを正確に覚えている。だが、行動が律法に適っているかどうかは気をとられてしまい、律法が目指す精神そのものを理解できずにいる。

⑨ 申命記24章1節の規定が成立したと思われる紀元前7世紀以前は、いかなる手続きもせずに、妻を自由に離縁できたようだが、この申命記法によって制限が加えられ、妻に「恥ずべきことがあつて」気に入らなくなつた場合に限り、離縁状を書いて、離縁することが許された。したがって、この掟は男性の勝手な行動に歯止めをかけることを目的としていた。だが、離縁の理

由となる「(妻の) 恥ずべきこと」が具体的にどのような行動を指しているかをめぐって、ラビの間に意見の相違があった。シャンマイは厳格な解釈をとり、妻の不貞行為を指すとしたが、ヒレルはさらに広く理解して、妻の側の過失を指すとした。いずれにしても、ラビたちは申命記24章に基づいて、離婚を正当なものとしていた。

◎掟を守ろうとするファリサイ派の努力は立派であり、尊敬されるべきだろう。だが、しっかりと守ろうとするあまり、書かれた言葉の字面にこだわり、その掟の心を忘れ去ることがある。掟の心が忘れ去られると、それを人間の都合に合わせて読み、掟の精神とは似ても似つかぬ態度を生み出すことになりかねない。「合法的である」かどうか、に囚われたファリサイ派の失敗はそこにある。

④合法的である（エクセステイン）

⑦「してさしつかえない・合法的である」の意味。新約聖書には32回の用例があり、福音書では合計22回使われ、その多くは、人の振る舞いが「律法に適っている」の意味。

①ファリサイ派は、イエスの弟子たちが安息日に麦の穂を摘むのを見て、安息日には「ならない」ことをしていると指摘し（マコニ24と並行箇所）、安息日には、床を担ぐことも「律法で許されていない」と主張する（ヨハ五10）。だが、イエスは、祭司のほかは食べては「ならない」供えのパンを食べたダビデの故事を引いたり（マコニ26）、安息日にいやしを行い、安息日に「律法で許されている」のは、善を行うことか、悪を行うことかと問いかけ（マコニ4と並行箇所）、安息日は人の命のためであると強調する。

⑤この動詞は安息日以外の掟についても使われる。近親者との結婚を望んだヘロデ王は、それを「律法で許されていない」と諫めた洗礼者ヨハネを投獄する（マコ六18、マタ一四4）。祭司長がユダの銀貨を受け取らないのは、不浄な金を収入にする「わけにはいかない」からである（マタ二七6）。ファリサイ派は、離婚が「律法に適っている」かどうか、イエスに問答を仕掛ける（マコ一〇2、マタ一九3）。ファリサイ派はイエスをわなにかけようとして、皇帝への納税が「律法に適っている」かどうか、イエスに尋ねる（マコ一ニ14と並行箇所）。

⑥律法ではなく「ローマの法律に適用」を意味する用例もある。ユダヤ人には人を死刑にする「権限がない」（ヨハ一八31）。パウロとシラスは、ローマ市民には「許されない」風習を宣伝すると告発されて投獄される（使一六21）。ローマの市民権を持つ人を、裁判にかけず鞭で打つのは「よい」ことではない（使二二25）。また、「ぶどう園の労働者のたとえ」で、すべての労働者に平等に賃金を支払った主人が、そうする権利があることを述べ、自分のしたいようにしては「いけないか」と問いかける（マタ二〇15）。

### ③律法の読み方（5—9節）

①あなたがたの心の頑なさに向けて

イエスは、モーセが離婚を認める指示を書いたのは「あなたがたの心の頑なさに向けて」のことだという。「心の頑なさ」とは、神の指示への不従順が習慣化し、感覚の鈍った心を指す。「心の頑な」な男性に離縁状を求めたのは、それを書く間に、離婚を考えたのは身勝手な理由からではないかと再考させるためである。申命記24章は離婚を確かに認めている。しかし、それは「心の頑なさに向けて」の譲歩なのであり、反省を求める呼びかけでもある。

②創造の初め

そこでイエスは、「創造の初め」に注意を向ける。人間の「心の頑なさ」に目を向ければ、人間の身勝手さに引き寄せられ、「創造の初め」に思いを向けるなら、神の心に思いを寄せることになる。なぜなら、人間の創造のうちに神の心が鮮明に表されているからだ。

◎ こういうわけで

⑦ 創世記2章では、主なる神は「人が独りでいるのは良くない。彼に合う助ける者を造ろう」と言い、あらゆる動物を作る。男は動物の間には自分に合う「助ける者」を見いだせなかったが、神が女を造って彼のもとに連れて来ると、「ついにこれこそ」と述べて、探していた「助ける者」を見つけた喜びを口にしてている。創世記は「こういうわけで、男は父と母を離れて女と結ばれ、二人は一体となる」（創24）と続けるが、ここでの「こういうわけで」は助ける者を見出した喜びを指している。

⑧ しかし、イエスは創世記2章24節を創世記1章27節「神は人を男と女に造った」に結びつけるので、「こういうわけで（＝それで）」は神による男と女の創造を指すことになる。イエスから見れば、男の喜びは「助ける者」である女に出会った喜びだけではなく、神がそのように造ったことへの喜びである。男は女に出会うことによって、神にも出会った。この喜びに満たされるなら、身勝手な気持ちから、離縁状を書くことはないはずである。イエスが「神が結び合わせてくださったものを、人は離してはならない」と述べるとき、この喜びを思い起こすようにと招いたのであって、新たな「規則」を課したのではない。

⑨ イエスは、それまで離婚問題と関連づけられることのなかった創世記1章27節と創世記2章24節を一つに合わせることによって、神の意志を明らかにしている。イエスが創世記から読み取ったことは、「神が人を男と女に造った。そういうわけで、人は父と母を残して、妻と結ばれ、一つの肉となる。一つの肉となったのは神がつないだからであり、それを人が引き離すことは神の意志にふさわしくない」ということである。

#### ④ イエスが掟に見るもの

⑩ 人が掟を振りかざすのは、自分を弁護するためか、他人を断罪するためである。しかし、イエスが掟に見るものは、人を生かそうとする神の意志である。離婚を認める申命記24章の背後にも、人間のあるべき姿へと導こうとする神の思いがある。イエスにとって掟は文字ではなく、神の呼びかけである。

⑪ この段落に続く弟子との対話（10―12節）では、イエスは「妻を離縁する夫」と「夫を離縁する妻」について述べている。イエスの時代のユダヤ人社会では、姦通は妻が夫に対して犯す罪とされており、妻の離婚権は認められていなかった。そこで、男性の姦通を問題視し、妻に離婚権を認めるこの段落は、ユダヤの地以外の、ギリシア・ローマ社会で作られたと推測する人もいる。そのような可能性も考えられるだろうが、この段落に表明された考え方、つまり男の身勝手さを許さず、女性差別に反対する考え方そのものは、イエスのものと言ってよい。

⑫ 結婚し一体となった夫婦が離縁して再婚すれば、夫にせよ、妻にせよ、等しく姦通を犯したことになる。結婚には、創造に示された神の意志が働いており、夫婦は断ち切れない命のきずなで結ばれている。このきずなを無視した再婚は、姦通でしかない。イエスのように「創造の初め」へと目を向けるなら、このきずなが束縛ではなく、神の恵みであることを思い出し、その恵みの中で生きることになる。